

# 嶺南鉄道整備促進基金管理規則

平成 9 年 7 月 1 日  
規 則 第 6 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日規則第 1 号

## (目的)

第 1 条 この規則は、嶺南鉄道整備促進基金（以下「基金」という。）の管理について、その取扱いの適正を期することを目的とする。

## (管理方針)

第 2 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、次の項目ごとに明確に区分して管理しなければならない。

- ① 小浜線電化、今津・上中間新線建設及び永原・長浜から敦賀までの直流化の各事業別に区分すること。
- ② それぞれ積立てを行った市町別及び民間別に区分すること。
- ③ 元金及び利子別に区分すること。

## (基金台帳)

第 3 条 管理者は、前条に規定する方針に基づき、基金台帳（別紙様式）により管理するものとする。

## (委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式

嶺南鉄道整備促進基金管理台帳

市町・民間名：

事業名	積立金の 利子の別	年月日	(千円) 金額	計		運用方法 (種類等)	(千円) 金額	運用条件	
				積立金累計	利子累計			運用期間	利率等
小浜線電化	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
今津・上中間 新線建設	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
永原・長浜か ら敦賀まで の直流化	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
	積・利	・							
計									